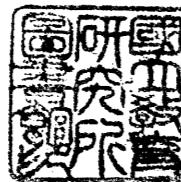
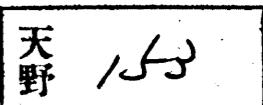


社会教育法の一項を改正する法律案資料

26年1月3日



總 目 次

- 一、文部大臣提案理由説明
- 二、社会教育局長法案要旨説明
- 三、予想質問答弁資料
- 四、全般に亘るもの
- 五、逐條のもの
- 六、参考資料
- 七、社会教育主導現況調査表
- 八、社会教育法

社会教育法の一部を改正する法律案提案理由

文部大臣 天野貞祐

今回政府より提出いたしました社会教育法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今日内外の諸情勢よりいたしまして社会教育の占める役割の重大さは今更申し上げるまでもありません。一昨年六月社会教育法、昨年四月図書館法と相次いで新しい法律が制定されまして、社会教育の分野は逐次法制的な整備が進んでまいりましたが、社会教育の振興的な振興のためにまだ沢山の問題が残っております。

これらの問題の中の一つは地方において社会教育の仕事を担当する専門的な職員に関する事であります。地方において社会教育に関する専門的な仕事を担当してくるのは社会教育主事でありますが法令的な根據としては教育委員会法の施行令があるだけで、何等の資格も要求されておらず、その身分におきましても専門的な教育職員としての取扱は全くなかつたのであります。これに対しまして、学校教育における指導主事につきましては、免許状制度

もあり、又教育公務員特例法によりまして、身分上特別の取扱をしてくるのであります。

近く地方公務員法が施行になりまして地方公務員に関する制度が整備されるのを契機として社会教育主事に関する法令の規定を整備し、社会教育振興の重要な一因ですべてあるとの世論が強くなつてしまつましたので、社会教育主事と指導主事の取扱をおおむね同じようにしようとの趣旨の下に、鋭意研究をすすめ、こゝに教育公務員特例法の一部を改正して、社会教育主事を教育公務員とする措置を並んで、社会教育法の一部を改正する法律案を提出することとなつたのであります。

次にこの法律案の骨子について申します。

第一に、社会教育主事及び社会教育主事補を法律上の機関としたことであります。従来の社会教育主事は教育委員会法施行令第十五條に基づいていたのですが、新たに法律に根據を持つ職員として設置することとしたのであります。

第二に、社会教育主事及び社会教育主事補の職務を規定しております指導主事の職務は校長及び教員に対する助言・指導を行うことされておりますが、新たに法律に根據社会教育を行うものに対する専門的技術的な助言指導を行うものであります。社会教育主事補の職務は社会教育主事の職務を助けるのであります。従いまして、学校教育の分野に及

じて指導主事の果す役割を、社会教育の分野においては社会教育主事と社会教育主事補が果すわけになります。

第三に、社会教育主事となるために必要な資格を新たに規定したことあります。社会教育主事の資格につきましては色々意見がありまして、社会教育は学校教育と異なりまして、その分野が広汎多岐にわたるものでありますから、社会教育主事の資格をもつてては必ず人格、識見、経験で判断して任用すればよろしくなることで今日までやつてきただのあります。社会教育の分野が整備され発展するに伴う、社会教育の仕事に從事するためにはどうしても不可欠な専門的な技術、知識こうあるのが必要になつてゐるのであります。

更にその上教育公務員特例法の一部を改正する法律案によりまして、社会教育主事を専門的な教育職員として扱ふ。その採用の場合におきましても地方公務員法の一般原則の適用を受けながら、選考任用でもくよくに措置することになります。しかしも一定の資格を法律で明記して社会教育主事の資質の最少限度を確保する必要が痛感されたのであります。そこで社会教育主事の特質を十分尊重しながら、一定の資格を法律で明記した次第であります。

以上本法律案の提案の理由とその内容の骨子について御説明いたしましたが。この法律案が成立しまして、社会教育主事及び社会教育主事補の制度に法的根據が与えられますならばわが国の社会教育を振興する上に資すること、けなほ大きいくものがある存じます。

なにかこの法律案の必要性を認められまして慎重に御審議の程を願致します。

社会教育法の一部を改正する法律案について

社会教育局長 西崎惠

社会教育法の一部を改正する法律案について文部大臣の行なはした提案理由説明を補足致しました。その大綱を御説明申しあげます。第五国会において制定された社会教育法の中にありますて、第五條及び第六條に教育委員会の社会教育に関する仕事が具体的に列記してありますが、これらの仕事を行う職員につきましては社会教育法の中には何等の規定もなかつたのであります。又教育委員会法をみましても社会教育に関する仕事を行う職員につきましては特別に規定がなく、僅かに教育委員会法施行令に社会教育主事に関する規定をみるのみであります。

教育委員会の行う仕事を大きくわけますと学校教育と社会教育であります。学校教育の分野において指導主事を果す役割を、社会教育の分野においては社会教育主事が果すわけでありまして、指導主事の職務の重要性と社会教育主事の職務の重要性とは全く同等と申しても過言であります。

はなべこ思ひであります。指導主事につきましては御承知のようだ。教育委員会法に設置の明確な根據があり、その資格については教育職員免許法に。その身分取扱については教育公務員特例法の中に規定がござりまして、法令が整備されております。

これに対しまして社会教育主事に関しては、章程も申し上げましたように法律には何等明確な規定が存しなかつたのであります。

社会教育の重要性は多くの識者によつて認められながらも、実際にこれを奨励するにはどうしたらよろしくになります。なかなか困難でありますて地方におきましても社会教育主事者ははじめ關係者は非常な苦勞をしておるのであります。これら社会教育關係者に關する法律の規定を整備し、その義務からして、指導主事と同じような取扱をしてほしむこうの要望が非常に強くなつてしまつたのであります。これらの要望に何とかして答えたふと思ふとして色々研究しております。近く地方公務員法が施行になりますて、地方公務員に関する制度が確立されることになりましたので、この機会に懸案でありました社会教育關係者についての法令を整備し、社会教育振興の重要な一因たらしめようとした次第であります。

そこで社会教育關係者の設置、職務、資格に関する規定を社会教育法の中に、その身分取

を教育公務員特例法の中に盛りましておなじく社会教育主事に関する規定と同様にいたる趣旨で、教育公務員特例法の一部改正案と並んで、社会教育法の一部を改正する法律案が提出されたるわけあります。

社会教育法の一部を改正する法律案は、新たに第一章を追加するという形になつております。して、條文四ヶ條と附則八項よりなつてあります。以下その要点を申述べたると思ひます。

先づ第九條の二は、社会教育主事及び社会教育主事補の設置に関する規定であります。教育委員会法施行令第五章の規定により現に置かれて居る社会教育主事と、本條により置かれる社会教育主事及び社会教育主事補との關係につきましては、附則第五項、第七項及び第八項の説明の際申し上げます。

さて社会教育主事及び社会教育主事補を都道府県の場合は第一項により必ず置くことされてゐるのに対しまして、市町村の場合は第二項により置くことができるござれておりますのは、市町村の場合は設置を義務づけることによって、市町村財政が急激な増大を来さないよう考慮したためであります。

次に第九條の三は社会教育主事及び社会教育主事補の職務に関する規定であります。社会

教育主事の職務は専門的な技術的な助言、指導を与えることであります。その対象は社会教育團體団体、社会教育施設、学校開放園地者等から広くは住民のすべてにわたるのであります。まことに広範囲なわけであります。たゞ助言指導の名のまことに命令や監督をしてはなりませんので、これを禁ずる規定を置いた次第であります。第九條の四是社会教育主事の資格に関する規定であります。社会教育主事補の資格については別に定めなしで任命権者の判断によろござるわけであります。

まず第一号では、短期大学卒業以上の基礎資格と三年以上の経験年数と社会教育主事の講習の終了の三つの要件をあげております。

第二号では、教育職員の普通免許状を有することと、五年以上の教育職員としての経験年数と社会教育主事の講習の終了の三つの要件をあげております。

第三号では、短期大学卒業以上の基礎資格と、文部省令で定める科目的単位の修得の一年以上の社会教育主事としての経験年数の三つの要件をあげております。これは将来社会教育学科にかかるが大学におかれられた場合に適用になる規定であります。

以上が本條で盛りたった資格であります。今直ちに本條の規定だけでもくこなりますとかえつ

て有能の士の社会教育面々の進出を阻むことになる恐れもありますので、本法の規定のみによつて十分優秀な社会教育主事が得られるようになりますまでの間はこうしても特例が必要でありますし、又そのような特例があることがかえつて社会教育に幅を持たせる所以にもなりますので。附則第六項によつて特例を認めまして、特別任用ができるよう規定してあります。なお從前の規定即ち教育委員会法施行令第十五條によつて、一級又は二級の社会教育主事である者及びこれに相当する者には附則第五項の規定によつて社会教育主事となる資格を三年間与えることとし、更に附則第七項の規定によつて五箇月に命令を発せられなく限り、この一部改正法の施行の際、この法律に基く社会教育主事になつたものに対することとしてあります。十分無理のないようにしております。

本條中大学とありますところには当然旧制の学校を含む必要がありますので附則第一項にそのための規定をもつております。

第九條の五は社会教育主事の講習に関する規定であります。本條は図書館の専門職員であります司書・司書補のための講習の規定とは、同種質の規定であります。文部大臣が教育に関する学科又は学部を有する大学に委嘱して行うのであります。講習に関する細目は文部省令で定めることにしてあります。

附則につきましては第一項から第七項までは既に觸れましたので、第一項と第八項について御説明します。

第一項はこの法律の施行と教育公務員特別法の一部を改正する法律の施行を同時にしようとすることでありました。この法律の規定と特別法の一部改正法の規定とが互に重なりあっておりますので、どちらが先になりましても不都合が生じるためであります。

第八項は從前の規定即ち教育委員会法施行令第十五條によりまして、三級の社会教育主事である者は、この法律施行の際、別に命令を発せられない限り社会教育主事補になつたものとする規定であります。附則第五項。第七項及び第八項によりまして、社会教育主事は一級、二級、社会教育主事補は三級の地方公務員とすることになるわけで、この旨教育委員会法施行令を明確に規定するつもりであります。

以上が本法案の要旨であります。

予想質問答弁資料

目 次

| | |
|------------------------------------|---|
| 一、全般に亘るもの | 一 |
| A. この法律案の大綱 | 一 |
| B. この法律案と教育公務員特例法の一部改正案との関係 | 一 |
| 二、逐條のもの | 二 |
| 目次中改正 | 二 |
| A. 新たに第二章を追加した理由 | 二 |
| 第九條の二 | 二 |
| A. 本條と教育委員会法の中の私員に関する規定との関係 | 二 |
| B. 本條と従前の社会教育主事に関する規定との関係 | 二 |
| C. 本條と附則との関係 | 二 |
| D. 市町村の場合に「置く」としないで「置くことができる」とする理由 | 二 |
| 第九條の三 | 二 |
| A. 社会教育を行う者とは何か | 一 |
| B. 社会教育主事は所謂事務はしないか | 一 |
| C. 従前の社会教育主事の私務との比較 | 一 |

第九條の田

- A. 「大学二年以上在学、六十二単位以上修得」とした理由。一一一
B. 第一号中「文部大臣の指定する社会教育に關係ある取」とは何か。一三一
C. 第二号を置く理由。一一一
D. 第三号中「文部省令で定める社会教育に関する科目の単位」とは何か。一五一
E. 指導主事と同じように免許制度にしなかつた理由。一七一
F. 第一号及び第二号中至駿年数は過去に遡るか。一八一

第九條の五

- A. 大学の自主的に行う講習としない理由。一九一
B. 講習の予算はどうか。一九〇
C. 省令をきめる事項如何。一九〇

附則第一項

- A. 教育公務員特例法の一部改正と施行を同日にする理由。一一一

附則第二項

- A. 本項を置く理由。一一一

附則第三項

- A. 本項を置く理由。

附則第四項

二四

A. 本項を置く理由

二五

附則第五項、第七項及び第八項
A. これらの項を置く理由

二六

B. 相当する取とは何か

二七

C. この法律施行後三年間とした理由

二八

D. 「別に辞令を発せられない限り」とは何か

二九

附則第六項

三〇

A. 本項を置く理由

三一

B. 文部大臣の指定する社会教育に關係あるその他の事業とは何か

三二

C. 「三十五年以上」とした理由

三三

D. 認定を都道府県の教育委員会にさせる理由

三四

一 四

一、全般にわたるもの

A. この法律案の大綱

二の法律案の大綱は次の如くである。

一、社会教育主事及び社会教育主事補を、社会教育に関する専門職員として設置すること。

二、社会教育主事の職務は、社会教育を行う者に対する助言、指導とし、社会教育主事補は社会教育主事の職務を助けること。

三、社会教育主事に一定の資格を要求することとし、その資格は、実質において免許状制度と同趣旨のものとすること。

四、前項の資格附与のため、文部大臣が大学に委嘱して講習を行ふこと。

五、かかる措置は、教育公務員特例法の改正により、社会教育主事を教育公務員とする措置と並ぶものであること。

B. この法律案と教育公務員特例法の一部改正案との關係

この法律案において新たに社会教育主事と社会教育主事補を設置することとなるが、そのうち社会教育主事について、その身分取扱に關する規定が教育公務員特例法の一部改正案の中に規定されている。したがつていずれの法律案も他の法律案が法律として成立することを前提として立案されているわけである。このようにこの二つの

法律案は切り離せない關係があるため、その施行を同日にすることとしている。

二 逐條のもの

目次中改正

A 新たに第二章を追加した理由

教育委員会の事務局職員に関する規定は、教育委員会法及び教育委員会法施行令に規定するところがあるが、この社会教育法の一部改正によづて置かれる社会教育主事及び社会教育主事補に関する規定は、その身分取扱については社会教育主事補の場合（別）、教育公務員特例法の規定するところとなり、その資格については社会教育法の規定するところとなるわけで、社会教育主事及び社会教育主事補の設置根柢となる規定を、他の事務局職員と同じように教育委員会法の中に入れると社会教育主事及び社会教育主事補に関する規定が、三つの法律にまたがることとなつて非常に繁雑となる恐れがあり、又社会教育法の中に資格に関する規定だけを追加するのも妙な形になるので、図書館法における司書及び司書補に関する規定の例にならい、社会教育法は社会教育に関する総合法であるといつ建前を通して、社会教育主事及び社会教育主事補の設置根柢を社会教育法の中に入れることとし、新たに第二章を起し

て社会教育主事及び社会教育主事補としたのである。これは社会教育法の第一章で、教育委員会の社会教育に関する事務を列記してあることとともに、教育委員会法の規定を補つて規定したものといえる。

⊗ 参照係文

教育委員会法

（事務局の職員）

第四十五條 郡道府県委員会の事務局に、指導主事並びに教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、学校保健、建築その他の事項に関する事務又は技術に從事する必要に事務取扱及び技術職員を置く。

2 地方委員会の事務局には、郡道府県委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の察例で、これを定めなければならぬ。

4 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会がこれを任命する。

教育委員会法施行令

第十五條 教育委員会法に特別の定のあるものを除く外、郡道府県委員会の事務局に左の職員を置く。

一 課 長

二 主 事

三 技 師

四 社会教育主事

(第二項乃至第五項略)

第十六條 都道府県委員会の事務局には 前條に定める職員の外 教育次長及び部長を置くことがある。

(第二項及び第三項略)

第九條の二

A. 本條と教育委員会法の中の職員に関する規定との関係

教育委員会の事務局職員に関する規定は、教育委員会法にその総括的な根柢を置いてるので、本條にその設置根柢を置く社会教育主事及び社会教育主事補と、教育委員会法の総括的な規定との関係が当然に問題となる。

教育委員会法第四十五條第一項において都道府県委員会の事務局におかれる職員に関する二つを規定し、第二項において地方委員会の事務局におかれる職員に関する二つを規定したことである。

二 内

とを規定しているが、社会教育に関する職員のことは特に明記していないので、同條第一項即ち都道府県の場合においては、「その他の事項に関する事務又は技術に従事する必要のある事務職員及び技術職員」とあるところによつて一般的に読む以外になく、第二項、即ち市町村の場合においては、「準じて必要な職員」とあるところによつて同じく一般的に読む以外にない。従つて本條の規定は教育委員会法第四十五條第一項及び第二項の規定をうけ、教育委員会法では他の職員と一緒にして規定してあるところを特にぬきだして規定したことになるのである。

従つて教育委員会法第四十五條第一項及び第二項に規定する職員といつた場合には当然に社会教育主事及び社会教育主事補が入っているわけである。そのために社会教育主事及び社会教育主事補の定数は、教育委員会法第四十五條第三項の規定により当該地方公共団体の条例でこれを定めることとなり、同條第四項の規定によりその任命は教育長の推薦により教育委員会が行うこととなるわけであり、その身分、取扱及び給与等に關しても同法第六十七條第二項及び第六十八條の規定が適用されるわけである。

㊭ 参照條文

教育委員会法

第六十七條(第一項署)

2. 教育長、第四十五條第一項及び第二項に規定する職員並びに前條第一項及び第二

項に規定する職員の任免、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定があるものを除く外、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

第六十八條 地方公共団体は、前條第二項に規定する職員に対して、教育公務員条例法及び別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第三百五條に規定する給料、退職料その他の給与を支給しなければならぬ。

2. 地方自治法第二百六條の規定は、前項の給与についてこれを準用する。

B. 本條と從前の社会教育主事に関する規定との關係

從前の社会教育主事の設置根拠は、教育委員会法施行令第十五條であつたが、本條によつて新しい設置根拠が生れるわけであるから教育委員会法施行令第十五條の設置に關する規定は当然削除されることとなる。ただ、教育委員会法施行令の同條第三項に社会教育主事は一級、二級又は三級とするという規定があるが、これは社会教育主事が一級又は二級、社会教育主事補が三級と改正される予定で、このことについては

附則第五項及び第六項において説明する。

◎ 参照條文

教育委員会法施行令

第十五條

3. 主事、技術又は社会教育主事は、一級、二級又は三級とする。

C. 本條と附則との關係

從前の規定による社会教育主事は、本條によつて設置されたものでないから、從前の規定による社会教育主事と本條の規定により置かれる社会教育主事又は社会教育主事補との關係を明らかにする必要があるわけだ、附則第五項、第七項及び第八項の規定がそのための規定である。

次に本條第二項は、教育委員会の発足した市町村についての規定であつて、教育委員会の発足していない市町村の場合には適用がないので、教育委員会の発足していない市町村の場合をどうするかという問題が残るのであつて、附則第三項及び第四項がそのための規定である。

D. 市町村の場合に「置く」としないが「置くことができる」とする理由。

市町村に教育委員会の発足の有無に拘らず、社会教育の仕事に従事する取扱を必ず置くようにして欲しいとの要望は非常に強いのであって、国会においても此の件に関する請願がとりあがれられている。そして現にこの問題が或程度具体化しつゝあるが、このような気運にかんがみ、第二項の規定を「置く」としたかつたのであるが、そうするとどうしても財政的に無理の生ずる市町村も考えられるので、寧ろ自主的の設置を期待して「置くことができる」としたわけである。しかし勿論理想として全市町村に社会教育主事及び社会教育主事補を置くべく努力したい。

第九條の三

A. 社会教育を行う者は何か。

社会教育を行う者は、国民全部のわけであるが、国民全部といつても自ら指導的立場に立つ人とさうでない人との区別が生じてくる。したがつて社会教育主事の行う助言指導も、特に都道府県の場合は、社会教育関係団体や社会教育施設において指導的立場にある人が重点になるのは当然である。

三 内

- C. 現前の社会教育主事の取扱との比較
- 従前の社会教育主事の取扱に關する規定は、教育委員会法施行令第十五條第四項の規定であつて、されによれば、「社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に關する視察指導その他の事務を掌る。」とある。
- この規定と本條を比較すると次の点が問題となる。
- 従前の規定には「上司の命を受け」とあるが、本條にはこれがない。これは社会教育主事の取扱が専門的な教育取扱の取扱として確立されると、その取扱内容の個個具体的な事項については、社会教育主事の自主的活動を尊重すべきであることは当然で、この取扱の自主性を尊重する趣旨で「上司の命を受け」とあつたのを削除したわけである。しかし教育委員会法第五十二條の三にすれば、教育長が事務局の取扱全部を指揮監督することになつており、更に教育委員会法施行令第十五條第

二項によれば、課長は上司の命を受けて、課務を掌理するにある。従つて社会教育主事が教育長又は教育長の命に基く場合は課長の命を受けるのは当然である。ただこの場合の指揮監督は所謂一般的な指揮監督と解すべきで、私務内容の個々についての指揮監督と解すべきではない。

2. 従前の規定によれば、「視察指導」とあつたのが、「専門的技術的な助言と指導」とされてゐるが、視察というと何が監督的を感じを含むので從来も非常に困った規定であったわけだが、この際明確に視察という文字を削除して、社会教育主事の取扱の民主的な在り方を明確にしたのである。これは新たに「命令及び監督をしてはならぬ」という規定が入つたことと関連しているものもある。助言や指導の名め下に命令したり監督したりすることを禁じて、純粹な助言指導に止めようとするものである。
3. 従前の規定には「その他の事務」とあつたが、本條では削除されているのは既に述べた(B)のところである。その理由は明らかである。

参考原文

教育委員会法

第五十二条の四 指導主事は、校長及び教員に助言と指導を与える。但し命令及び監督をしてはならない。

第五十三条の三

3. 教育長は、教育委員会の事務局の事務を總括し、及びその取扱を指揮監督する。

教育委員会法施行令

第十五條

2. 課長は二級又は三級とする。上司の命を受け、課務を掌理する。

第九條の二

A 「大学二年以上在学、六十二単位以上修得し」とした理由

現在大学の設置基準となつてゐるのは、四年制の大学についでは昭和二十三年二月大学基準協会で決定した大学基準である。この基準の中に、学士号を得るには、百二十四単位以上の単位を四箇年以上に取得する二とつされであり、更に昭和二十四年八月大学設置審議会において決定した短期大学設置基準によれば、卒業資格の最低要求は六十二単位以上の単位を二箇年以上に取得する二とつされである。本條の趣旨はこのような大学の設置基準に照れ、短期大学を卒業した者にも社会教育主事となる途を開くために、大学に二年以上在学、六十二単位以上修得という短期大学の設置基準を一つの要件としたのである。

◎ 参 照

大学基準

第二基準の第九

1. 学士号をとへる資格の最低要求は七の十に定めた定義に従つて決定された単位百二十及び体育の単位四を四箇年以上に獲得することとする。卒業論文又は卒業計画の単位は右百二十単位中に二れを含ませる。但しその単位を如何に定めるかは各大

学の自由とする。

第二基準の第七

4 一科目に対する課程を終了した学生には単位を与へるものとする。各科目に対する単位数は次の基準によつて計算する。

1 講義に対する時間は一時間の講義に対し教室外における二時間の準備又は学習を必要とする二とを考慮し、毎週一時間十五回の講義を一単位とする。

2 教學演習の如き演習は二時間の演習に対し一時間の準備を必要とする二とを考慮し、毎週二時間十五回の演習を一単位とする。

3 化学実験、機械実験、農場演習、工作実習、機械製図、体育の実技の如き実驗室又は実習場における授業に対しは、学習は及く実驗室又は実習場にありマ行われるものであるニとを考慮し、毎週三時間十五回の演習又は実習を一単位とする。

短期大学設置基準

第二設置基準の第九

1 卒業資格の最低要求は、八の4に定められた単位六十及び体育の単位二を二箇年以

四 内

B 上に取得することとする。

第一号中「文部大臣の指定する社会教育に關係のある職」とは何か、
 元来社会教育の活動は民間団体にありマ行われるもののが中心である。官公署の社会教育に関する仕事は、勿論文部省と教育委員会の行うところではあるが、文部省及び教育委員会以外の官公署の行う仕事の中にも社会教育と密接な關係を有するものが數多くある。例えば厚生省、労働省、農林省等の所管に属するものの中で、児童福祉に関する事、労働教育に関する事、生活改善に関する事、農業改良普及に関する事等である。次いで文部大臣はこのような社会教育に非常に深い關係のある官公署の仕事を指定するわけである。社会教育関係団体にフリマリえば、例えは、ボーリスカウト、ガールスカウト、青年団体、婦人団体等の団体にありマ指導的立場となる職を文部大臣が指定するわけである。この内うち官公署又は社会教育関係団体の職に於ける経験年数は社会教育主事となるに必要な資格の一つとして十分尊重すべきであるからかる規定をおいたのである。



参照條文
社会教育法

第十條 ニの法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問はず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行ふことを主たる目的とするものせりう。

C. 第二号を置く理由

社会教育と学校教育とは同じく教育の両面であつて、内容的にも切り離せない部分があり、社会教育主事となるに必要な資格に学校教育における経験も十分尊重すべきものである。そこで教育職員免許法に規定する普通免許状即ち、学校の教諭免許状、校長、教育長及び指導主事の免許状を有するもので、五年以上教諭、校長、教育長又は指導主事の職にあつた者が社会教育主事の講習を受けければ社会教育主事になれるこことして、学校教育関係者の社会教育への進出の口を開いたわけである。

(※) 参照條文

教育職員免許法

第四條 忽許状は、普通忽許状、夜忽許状及び臨時忽許状とする。
之、普通忽許状は、左の通りとする。

四 外

- 一 小学校教諭免許状
- 二 中学校教諭免許状
- 三 高等学校教諭免許状
- 四 養護教諭免許状
- 五 盲学校教諭免許状
- 六 幼稚園教諭免許状
- 七 養護学校教諭免許状
- 八 校長免許状
- 九 教育長免許状
- 十 指導主事免許状

▷ 第三号中「文部省令で定める社会教育に関する科目の単位」とは何か。

従来大学に社会教育に関する科目は専門科目として置かれたものはなかつたのであるが、最近社会教育に関する講座の置かれた大学もあり、更に社会教育学科といふものを独立して置かうとする動きも非常に強くなつてゐるのだが、どのような社会教育学科の構

想が並く実現することを予想し、又或意味ではその実現の気運を促進する意味で設けた号である。したがつて今直ちに本号の対照となる大学はないわけである。

之ニベカラ社会教育学科の置かれる場合を考えると、常に必ずしも四年制の大学に置かれるとは限らないのであつて、短期大学に置かれる場合も予想されし、或いは二年の教職課程として置かれる場合も考えられるので、「二年以上在学、六十二単位以上修得」ということを一つの要件としたのである。何故に、文部省令で社会教育に関する科目的単位を定めるのかといふと、社会教育学科の設置の仕方が色々考えられるので、何れの場合をも考慮して、社会教育主事となるに必要と思はれる単位を共通にしておくわけである。したがつてこの文部省令で定める単位は、大学における社会教育学科の充実に伴ひ、当然改められてゆく性質のものである。二の社会教育学科の構想と非常に似たものは図書館学科の構想である。

文部省令で定める社会教育に関する科目的単位はまだ確定してないが、目下の構想としては、社会教育概論及び各論、社会教育史、教育社会学、社会教育行政、調査統計、社会教育の方法、社会心理学、教育心理学、青年及び成人の心理、教育評価、社会教育の実習、社会事業概論、図書館通論、公民館通論等の科目についてそれべく単位数を考究中である。

五 内

参照條文

図書館法

第五條 左の各号の一に該当するものは、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で第六條の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学に於て図書館に関する科目を履修したもの
- 三 三年以上司書補へ国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む)として勤務した経験を有する者で第六條の規定による司書の講習を修了したもの。

(第二項緒)

E 指導主事と同じように免許制度にしなかつた理由
指導主事については教育職員免許法にありて指導主事免許状の規定があり、指導主事の資格は免許制度になつてゐるが、社会教育主事についてはかかる規定がない。これには社会教育の分野は、その學問的研究が漸く地につきはじめた段階であつて、社会教育主事となるに必要な資格を免許状制度といつた恒久的な制度でなくよりも、もつと

可変性のある講習でやくこと、その講習を大学の単位と関連させて実質的には免許制度との並びものにする措置の方が、より現状に即していいのである。又社会教育の分野は体系化しつくされない。現実の変化に即応してゆく部分もあるので、特別任用の途も考えねばならぬのであつて、指掌主事の場合に比して融通性といふか機動性をより多くその資格について考へねばならぬからである。

F 第一号及び第二号中経験年数は過去に遡るか。

第一号及び第二号の経験年数は当然にこの一部改正法の施行以前に遡る。そこで終戦前の経験年数はどうかということであるが、そのような終戦前の教育には多くの反省すべきものがあったことは当然であるが、そのような終戦前の教育経験で今日好ましくないものについては教職適格審査で個人につけて審査があるわけで、不適格のものは除外されるわけであるから、終戦前の教育経験を全面的に否定するのではなく、その体得した教育技術は当然認めるべきである。終戦前の教育経験を有し、更に新しい今日の教育の方針を理解した人達が社会教育の方面で活躍することは、社会教育の正しい意味における更新のためにも必要なことともいふよう。

第九條の五

A 大学の自主的に行う講習としない理由

社会教育主事の講習は文部大臣が大学に委嘱する建前となつてゐるが、これを委嘱といふことを止めたうどらかといふことである。勿論大学にありて自主的な活動とレディニのような講習を行ラニことが望ましいわけであるが、現状は社会教育に関する講座の置かれた大学も非常に少なく、又社会教育に関する教授、助教授も非常に少ないのであつて、大学側で自主的にやると云つても困難なわけである。更に社会教育主事の講習は社会教育主事となるに必要な資格に關係のある講習であるから、社会教育主事の資格を有する者を全国的な規模にありて何人位どれだけの期間で養成してゆくかとハラニこれが一つの問題となる。このような養成計画は文部大臣にありて考える方が妥当なわけである。しかし文部大臣が委嘱するといつても、講習の具体的な実施については各大学の自主的な活動によるわけであつて大学の行う講習を統制したりする二ではない。

したがつて大学の受け入れ体制と養成計画が軌道にのれば、大学の自主的を講習にしたいと思つていい。

B

講習の予算はどうか。

昭和二十六年度の予算編成の際はまだこの法律案の構想が固まつていなかつたためにこの法律に基く講習の予算は昭和二十六年度にありては計上されまいなりので、このままニコトニ事務当局として申しわけない次第であるが、この講習と全く同趣旨の講習の予算が約百六十万円あるので、とりあえず昭和二十六年度においてはニれだけで社会教育主事の暫定資格を与えられる者約百五十名のものについて講習を行ひたいと思つてゐる。

C 脅令できめる事項如何

講習の具体的な内容については目下研究中であるが、大体の構想としては、三ヶ月の期間で単位は十五単位で考えている。科目については必修科目と選択科目とにわけ、必修科目六十単位、選択科目で五単位を取得することとし、科目名は、

1. 必修科目

社会教育概論 及び各論 (一単位)
教育社会学 (一単位)
社会教育史 (一単位)

2. 選択科目

社会事業概論 (一単位)
農村社会学 (一単位)
社会心理学 (一単位)

六 内

社会教育行政及び財政 (一単位)
教育調査及び統計 (一単位)
社会教育の方法 (一単位)
社会教育の実習

集団心理学 (一単位)
青年及び成人の心理 (一単位)
教育心理学 (一単位)
公民館の運営 (一単位)
図書館及び博物館の運営 (一単位)
教育評価 (一単位)
国際事情 (一単位)
公衆衛生 (一単位)
職業指導及び教育 (一単位)



参照條文

図書館法

第六條 司書及び司書補の講習は、教育学部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う。
を考えていふ。

2. 司書及び司書補の講習に附し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。但し、その履修すべき単位数は、十五単位を下る二ヶまできれない。

附則第一項

A 教育公務員特別法の一部改正と施行を同日にする理由

教育公務員特別法の一節改正によつて、社会教育主事が新たに教育公務員となるわけであるが、もし特別法が先に施行になると、特別法の中に入つた社会教育主事は、従前の規定即ち教育委員会施行令第十五條に基く社会教育主事となつて非常に困つたこととなる。又この法律が先に施行になると、例えば附則第六項の第三号中「採用志願者名簿を作成する」とあるところが、読みにくくなるわけである。志願者名簿の作成は、特別法の一節改正によつてはじめて都道府県の教育委員会の権限となる事項だからである。このようにどちらが先行しても不都合が生ずるので、両者の施行を同日としたのである。

六 外

附則第二項

A 本項を置く理由

第九條の四の第一号中、短期大学の卒業のために要求される在学年数と取得単位数をあげているので、これに相当する旧制の学校を含む必要がある。本項はそのための規定である。

附則第三項

A 本項を置く理由

第九條の二第二項の規定は教育委員会の認定した市町村に関する規定であつて、教育委員会の認定レマリない市町村にフリマでは何等ふれていられない。教育委員会の認定していない市町村に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができるようにするかどうかは一つの問題であるが、社会教育法の建前は教育委員会の認定の有無にかゝらず、市町村における社会教育に関する事務は全く同一にしており、その職員にフリマも同じよう規定したわけである。たゞ教育委員会が認定レマリする市町村の場合、社会教育主事及び社会教育主事補は教育委員会の事務局職員であるから、教育委員会の認定レマリない市町村にあがれる社会教育主事及び社会教育主事補の身分を

明瞭かにするために「市町村の長の補助機關」としてとしたのである。

◎ 参照條文

社会教育法附則

乙 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていなければ、市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替て、第七十一条等二項の規定は、適用しないものとする。

附則第四項

A 本項を置く理由

教育委員会法第八十一条によれば、市町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育に関する事務は、従来市町村又は市町村長の権限に属してしたもの以外は、都道府県の教育委員会が所管する一とつをつマいう。この法律に基く社会教育主事及

内

◎ 参照條文

教育委員会法

び社会教育主事補の任命権は従来市町村又は市町村長に属していしたものでないから特に規定を設けない限り、都道府県の教育委員会が任命権者となる。ところが社会教育に關しては、社会教育法の趣旨が、市町村の教育委員会の権限と、教育委員会の規定していよい市町村の長の権限を社会教育に關しては全く同じくしまりるので、任命権につりまだけ特別とする理由もないのと、本項を置りて、教育委員会法第八十一条の特例であることを明記したのである。

第八十一条(市)五大市を除く。この條中矢下同じ。)町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育に関する事務は、従来市町村又は市町村長の権限に属するものを除く外、都道府県委員会が、これを所管する。

附則第五項、第七項及び第八項

A これららの項を置く理由

教育公務員特例法によつて指導主事と社会教育主事とが専門的教育職員とされる二になると、指導主事が現在一級及び二級であるので、これと同じくするためには社会教育主事も一級及び二級にすることとなる。同じく専門的教育職員とするには級も同一にする必要からである。さうすると従前の社会教育主事は一級、二級及び三級であつたため、従前の社会教育主事と新しい社会教育主事とを廻替がける際、一級又は二級のものを社会教育主事に三級のものを社会教育主事補にきりかえることとなるのである。環職者に対する措置としてこのきりかえをするための規定がこれらの項の規定である。

B 相当する職とは何か

都道府県の場合には社会教育主事の辞令を用いなりで、一般の主事の辞令による一級又は二級の職員で実質的には社会教育主事と全く同じ仕事をしてゐる例があるのと、かかる職員につりても暫定資格を与えるようというわけであり、市町村の場合には級別が明確でないのと、級別に相当する待遇をうけ、社会教育主事の職務に相当する職務を行つてゐるものと相当する職にある者としまじれに暫定資格を与えたうである。

C この法律施行後三年間とした理由

附則第五項の適用を受けると思はれるのは約百五十名であるのでこれららの者が、第九條の四に規定する資格を取得するに十分な期間だけ暫定資格を与ればよりゆく三年間の間には講習を受けてもうつて本資格でやくようだしたいというわけである。したがつてこの百五十名につりくは三年間の間に講習を終らべとしたい。

D 別に辞令を発せられなり限りとは何か

社会教育主事又は社会教育主事補以外のものに任命する辞令ができない限り全部社会教

育主事又は社会教育主事補になることとなる。

所謂学識経験者の任用ができないとなる。
第九條の四の規定につづく社会教育主事となる資格が定められたのであるが、この規定だけではなくとなると、さしあたり社会教育主事の任用が困難となるばかりでなく

附則第六項

A 本項を置く理由

第九條の四の規定につづく社会教育主事となる資格が定められたのであるが、この規定だけではなくとなると、さしあたり社会教育主事の任用が困難となるばかりでなく所謂学識経験者の任用ができないとなる。

第九條の四の規定による有資格者が沢山あればともかく、この法律施行の際は一名もなく、僅かに附則第五項によつて暫定資格者が約百五十名であるからどうしても特例的な規定を設ける必要がある。そのため特例を所謂、学識経験者の任用といふことでもやくこととしたのである。社会教育の分野は所謂学識経験者の活動にまつところが大きいので、この規定は経過措置ではあるけれども、意味では第九條の四の規定を補つた規定とも見得るのである。

B 文部大臣の指定する社会教育に関する他の事業とは何か
例ええば、新聞事業、放送事業等の社会教育事業となる資格として十分尊重すべき経験を広く包含したりと想つマリ。

C 「三十五年以上」とした理由

社会教育事業は一般又は二級となるため、二級になら平均年令があつてね三十五であらためこのように規定したのである。しかし第一号で経験年数を十年としているので、第一号の條件をみたすものはあつても三十五以上という二にまろからざる意味では重

八 内

版マーチの條件としたにすぎない。

D

認定を都道府県の教育委員会にさせる理由

社会教育事業の採用志願者名簿は、必要な資格を有する者で採用を願い出た者につけて、都道府県の教育委員会が作成するにとどまつ。すると都道府県の教育委員会が認定して直ちに名簿に記入となるわけである。もし市町村の教育委員会又は市町村長に認定せるとなると、判断の基準がどうしても不均一になるし、事務も繁雑になるので、認定が市道府県の教育委員会として、名簿作成の事務と関連させみうる立たのである。

VIII - 6

社

会

教

育

法

社会教育法施行令

VIII - 6

昭和二十四年六月十日法律第二百七号

社会教育法

第一章 総則

(1)の法律の目的)

第一條 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する國及び地方公共團体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二條 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(國及び地方公共團体の任務)

第三條 國及び公共團体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての國民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

(■の地方公共團体に対する援助)

第四條 前條の任務を達成するために、國は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共團体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第五條 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館博物館その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 八 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 九 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 音楽、演劇、美術その他藝術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十一 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- 十二 視覚聽覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十三 情報の交換及び調査研究に関する事。

十四 その他第三條の任務を達成するために必要な事務。

(都道府県の教育委員会の事務)

第六條 都道府県の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前條各号の事務（第三号の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。

一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関する事。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。

三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつ旋に関する事。

四 市町村の教育委員会との連絡に関する事。

五 その他法令によりその職務権限に属する事。

(教育委員会と地方公共團体との關係)

第七條 地方公共團体の長は、その所掌事項に関する必要な、う報宣傳で、視覚聽覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政廳がその所掌に関する必要な、う報宣傳につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めめる場合に準用する。

第八條 教育委員会は、社会教育に関する事務を行ふために必要があるときは、当該地方公共團体の長及び関係行政廳に対し、必要な財料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九條 図書館及び博物館は、社会教育のための機關とする。

2 図書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育関係團體

(社会教育関係團體の定義)

第十條 この法律で「社会教育関係團體」とは、法人であると否とも問わず、公の支配に屬しない團體で、社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部大臣及び教育委員会との關係)

第十一條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係團體の求めに應じ、これに對し、専門的技術的指導又は助言を與えることができる。

2 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係團體の求めに應じ、これに對し、社会教育に關する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(國及び地方公共團體との關係)

第十二條 國及び地方公共團體は、社会教育関係團體に對し、いかなる方法によつても、不當に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十三條 國及び地方公共團體は、社会教育関係團體に對し、補助金を與えてはならない。

(報告)

第十四條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係團體に對し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることが可能である。

(社金教育委員の職務)

第一 東京府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、左の各号に掲げる者たちから、教育委員会が委嘱する。

1 当該都道府県又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長

2 当該都道府県又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会

教育関係團體において選挙その他の方法により推薦された当該團

体の代表者

3 学識経験者

4 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適當であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。

(社会教育委員と公民館運営審議会委員との關係)

第十六條 公民館を設置する市町村については、社会教育委員は、第

二十九條に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

(社会教育委員の職務)

第十七條 社会教育委員は、社会教育に關し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

29 第十九條 (社会教育委員の定数) 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、條例で定める。

2 都道府県又は市町村が前項の條例を制定するには、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十九号）第六十一條から第六十三條までの例による。

(社会教育委員の待遇弁償)

第一 地方公共團體は、社会教育委員がその職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

2 前項の費用については、教育委員会法第三十一條第三項の規定を準用する。

第四章 公民館

(目的)

第二十條 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に關する各種の事業を行い、もつて助言するため、左の職務を行う。

て住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄與することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一條 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法

第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」といふ。）でなければ設置することができない。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五 各種の團体、機関等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集金その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三條 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら營利を目的として事業を行い、特定の營利事業に公民館の名称を利用させその他營利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教

派、宗派若しくは教團を支援してはならない。

(公民館の設置)

第二十四條 市町村が公民館を設置しようとするときは、條例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

2 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

第二十五条 市町村が公民館を設置又は廃止したときは、その旨を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

第二十六条 法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更は、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(公民館の職員)

第二十七條 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行ひ、所属職員を監督する。

第二十八條 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の規定による館長の任命については、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九條に規定する公民館運営審議会の意見を聞くなければならない。

(公民館運営審議会)

第二十九條 公民館に公民館運営審議会を置く。

のために、特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

2 前項の規定による特別会計の設置に関する議案については、第十一条第二項の規定を準用する。

(公民館の補助その他の援助)

第三十五條 國庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。

第三十六條 前條の規定により國庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前年度における精算額を基準として行うものとする。

1 公民館の職員に対する経費

2 公民館における基本的事業に要する経費

3 公民館に備え付ける図書その他の教養設備に要する経費

2 前項各号の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條 都道府県が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一條の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部大臣は政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八條 國庫の補助金を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、公民館の維持運営

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営

(特別基本財産)

社会教育法

ては、その受けた補助金を國庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づいてした処分に違反したとき
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十條に掲げる目的以外の用途に利用されるようになつたとき
- 三 補助金交付の條件に違反したとき
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき

(公民館の指導)

第三十九條 文部大臣及び都道府縣の教育委員会は、公民館の運営その他に關し、その求めに應じて、必要な指導及び助言を與えることができる。

(公民館の事業又は行爲の停止)

第四十條 公民館が第二十三條の規定に違反する行爲を行つたときは、都道府縣の教育委員会は、その事業又は行爲の停止を命ずることができる。

(罰 則)

第四十一條 前條の規定による公民館の事業又は行爲の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二條 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができること。

2 前項の施設の運営その他に關しては、第三十九條の規定を準用する。

第五章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三條 社会教育のためにする國立又は公立の学校（この章中以下「学校」という。）の施設の利用に關しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四條 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校的施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校的管理機関」とは、國立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共團體の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共團體に設置される教育委員会をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五條 社会教育のために学校の施設を利用しようする者は、当該学校的管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校的管理機関が学校施設の利用を許可しようとするとときは、あらかじめ、学校的長の意見を聞かなければならぬ。

第四十六條 國又は地方公共團體が社会教育のために、学校的施設を利用しようとするときは、前條の規定にかかわらず、当該学校的管理機関と協議するものとする。

第四十七條 第四十五條の規定による学校施設の利用が一時的である

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑應答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部大臣は、学校又は民法第三十四條の規定による法人の行う通信教育で、社会教育上獎励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を與えることができる。

2 認定を受けようとすると者は、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。

3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を與えようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮詢しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部大臣は、認定を申請する者から手数料を徴収することができる。但し、國立又は公立の学校が行う通信教育に關しては、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、一課程につき、一千円以上三千円以下の範囲において、文部大臣が定める。

第六章 通 信 教 育

(適用範囲)

第四十九條 学校教育法第四十五條、第七十條及び第七十六條の規定により行うものを除き、通信による教育に關しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

社会教育法第四十九條、第七十條及び第七十六條の規定

とができる。

- 4 通信教育審議会の委員は、学識経験者のうちから、文部大臣が委嘱する。

(郵便料金の特別取扱)

- 第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

- 第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその條件を変更しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可に關しては、第五十一條第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

- 第五十六条 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

- 第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部大臣は、認定を取り消すことができる。

- 2 前項の認定の取消に關しては、第五十一條第三項の規定を準用する。

昭和二十四年七月二十二日 政令第二百八十号

社会教育法施行令

内閣は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基き、及びこれを実施するため、この政令を制定する。

(この報宣傳に要する経費についての協議)

のための器材、器具の購入に要した経費とする。

- 2 前項において「定期講座」とは、一定の教育計画の下に、一日二時間以上で連続し又は連続しないで合計三日以上にわたり一般公衆に對して開設する講座であつて定期的に行うものをいう。

(公民館に対する都道府県補助についての報告)

都道府県が法第三十七條に規定する補助をする場合には、文部大臣は、同條の規定により、当該都道府県の教育委員会に對して

当該年度の九月末日までに、左に掲げる事項について報告を求めることができる。

一 公民館の設置運営の概況

二 公民館運営費補助額の明細

三 公民館運営費補助に関する都道府県の條例又は補助の方法

- 2 前項第二号に掲げる事項の報告は第三号様式によるものとする。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

- 2 この政令施行の際に教育委員会の設置されていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第一條中「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

- 第三條 法第三十六條第一項第一号の経費は、法第二十七條第一項の規定による職員でもつばら公民館の事務に從事するものの給料（勤務地手当、扶養手当、特殊勤務手当等の諸手当を除く。）に要した経費、法第三十六條第一項第二号の経費は、受講料等を徴しないで一會計年度十八日以上開設した定期講座に要した経費、同條同項第三号の経費は、公民館に備え付ける図書並びに視覚聴覚教育及び体育

社会教育法

第一号様式

公民館運営費補助申請書

公民館名

年月日

申請者名

ますから、社会教育法施行令第二條第一項の規定により補助を申請します。

文部大臣あて
第二号様式

公民館運営費補助申請送付書

| 費目 | 記載事項 と なる 基 準 交 換 額 | 同上精算額内訳 | | | 備 考 |
|----|--|-------------|----------------|------|--------|
| | | 専任職員 | 定期講座 | 開設講座 | |
| 計 | | 専任職員 の氏名 | 給料月額 | 勤務月数 | 給與額 |
| 計 | | 講座名 | 開設日数及 び総時間数 | 所要経費 | |

| 計 | 図書その他教材の 購入費 | 購入品目 は箇数又 は冊数 | 購入冊数又 は箇数 | 所要経費 | 計 |
|---|-----------------|---------------------|--------------|------|------|
| | | | | | 開設講座 |
| 計 | | | | | 定期講座 |

昨年度() 年度)における公民館運営費は、右の通りであります。

| 市町村名 | 記載事項 と なる 精算額 基 準 | 意見 | |
|------|----------------------------------|----|---|
| | | 意 | 見 |
| 計 | | | |

文部大臣あて

第三号様式

都道府縣教育委員会名

公民館運営費補助額明細表

都道府縣教育委員会名

昨年度() 年度)における公民館運営費を右の通り取りまとめ、社会教育法施行令第二條第二項の規定により送付します。

年月日

| 市町村名 | 年 度 | | 國庫補助額 額 都道府縣 補助額 | 當該年度補助 見込額 國庫補助額 額 都道府縣 補助額 |
|------|----------------------------|---|---------------------------|--|
| | 前 年 度 補 助 額 | 當 該 年 度 補 助 見 込 額 | | |
| 計 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

VIII - 6